



平成30年3月26日

各位

会社名 シリコンスタジオ株式会社  
 代表者名 代表取締役社長 寺田 健彦  
 (コード: 3907、東証マザーズ)  
 問合せ先 取締役コーポレートサービス本部長  
 梶谷 眞一郎  
 (TEL. 03-5488-7070)

### 第三者割当による新株予約権の発行に係る払込完了に関するお知らせ

当社は、平成30年3月9日開催の取締役会において決議いたしました、第三者割当による第5回新株予約権、第6回新株予約権、第7回新株予約権、第8回新株予約権、第9回新株予約権及び第10回新株予約権（以下「本新株予約権」と総称します。）の発行について、本日、本新株予約権に係る発行価額の総額（16,660,000円）の払込が完了したことを確認いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本新株予約権の発行に関する詳細につきましては、平成30年3月9日付で公表いたしました「第三者割当による新株予約権の募集に関するお知らせ」をご参照ください。

(参考) 本新株予約権の発行の概要

#### ア. 第5回新株予約権

(1) 割 当 日	平成30年3月26日
(2) 新 株 予 約 権 の 総 数	50,000 個
(3) 発 行 価 額	112 円
(4) 当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	潜在株式数: 50,000 株 (新株予約権 1 個につき 1 株)
(5) 資 金 調 達 の 額	98,550,000 円 (差引手取概算額)
(6) 行 使 価 額	1,886 円
(7) 募 集 又 は 割 当 方 法 ( 割 当 先 )	第三者割当により、以下の割当先に割り当てる。 Japan International Partners LLC 31,000 個 Nippon Opportunity Partners LLC 19,000 個
(8) そ の 他	当社は、割当先である Japan International Partners LLC 及び Nippon Opportunity Partners LLC (以下「割当先」と総称する。) との間で締結した新株予約権買取契約 (以下「本買取契約」という。) において、各割当先がそれぞれに割り当てられた第5回新株予約権の全部を、その行使期間の初日 (平成30年3月27日) に全て行使すること (ただし、当該日において、当社が本買取契約上の義務及び表明保証事項に違反していないことを条件とする。) 等について合意しております。

(注) 資金調達の額は、第5回新株予約権の払込金額の総額に第5回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、第5回新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額であります。なお、第5回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、全ての第5回新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。第5回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、行使価額が調整された場合は増加又は減少します。また、第5回新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、第5回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は減少します。

イ. 第6回新株予約権

(1) 割 当 日	平成30年3月26日
(2) 新株予約権の総数	140,000個
(3) 発行価額	3円
(4) 当該発行による潜在株式数	潜在株式数：140,000株（新株予約権1個につき1株） 上限行使価額及び下限行使価額はありません。
(5) 資金調達額	260,680,000円（差引手取概算額）
(6) 行使価額及びその修正条項	当初行使価額 1,886円 行使価額は、平成30年4月24日（第6回新株予約権の行使可能期間の初日）に、平成30年4月23日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の92%に相当する金額に修正されます。 第6回新株予約権は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第410条第1項に規定されるMSCB等には該当しません。
(7) 募集又は割当方法（割当先）	第三者割当により、以下の割当先に割り当てる。 Japan International Partners LLC 86,800個 Nippon Opportunity Partners LLC 53,200個
(8) その他	当社は、割当先との間で締結した本買取契約において、①各割当先が、それぞれに割り当てられた第6回新株予約権の全部を、その行使期間の初日（平成30年4月24日）に全て行使すること（ただし、当該日において、当社が本買取契約上の義務及び表明保証事項に違反していないことを条件とする。）、②上記①にかかわらず、第6回新株予約権の修正後の行使価額が当初行使価額の50%に相当する額（以下「第6回新株予約権下限行使価額」という。）を下回った場合、割当先は第6回新株予約権を行使してはならないこと、③上記①にかかわらず、(i)第6回新株予約権の修正後の行使価額が第6回新株予約権下限行使価額の109%に相当する額を下回った場合、又は(ii)本買取契約の締結日から平成30年4月24日までの間に、本買取契約に定める当社に重大な悪影響を与える事象が生じた場合、割当先は上記①の行使義務を免れること等について合意しております。

(注) 資金調達額は、第6回新株予約権の払込金額の総額に第6回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、第6回新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額であります。なお、第6回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、全ての第6回新株予約権が当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であります。第6回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、行使価額の修正又は調整により増加又は減少します。また、第6回新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、第6回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は減少します。

ウ. 第7回新株予約権

(1) 割 当 日	平成30年3月26日
(2) 新株予約権の総数	140,000個
(3) 発行価額	1円
(4) 当該発行による潜在株式数	潜在株式数：140,000株（新株予約権1個につき1株） 上限行使価額及び下限行使価額はありません。

(5) 資金調達額	260,400,000円(差引手取概算額)
(6) 行使価額及びその修正条項	当初行使価額 1,886円 行使価額は、平成30年5月25日(第7回新株予約権の行使可能期間の初日)に、平成30年5月24日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の92%に相当する金額に修正されます。 第7回新株予約権は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第410条第1項に規定されるMSCB等には該当しません。
(7) 募集又は割当方法(割当先)	第三者割当により、以下の割当先に割り当てる。 Japan International Partners LLC 86,800個 Nippon Opportunity Partners LLC 53,200個
(8) その他	当社は、割当先との間で締結した本買取契約において、①各割当先がそれぞれに割り当てられた第7回新株予約権の全部を、その行使期間の初日(平成30年5月25日)に全て行使すること(ただし、当該日において、当社が本買取契約上の義務及び表明保証事項に違反していないことを条件とする。)、②上記①にかかわらず、第7回新株予約権の修正後の行使価額が当初行使価額の50%に相当する額(以下「第7回新株予約権下限行使価額」という。)を下回った場合、割当先は第7回新株予約権を行使してはならないこと、③上記①にかかわらず、(i)第7回新株予約権の修正後の行使価額が第7回新株予約権下限行使価額の109%に相当する額を下回った場合、又は(ii)本買取契約の締結日から平成30年5月25日までの間に、本買取契約に定める当社に重大な悪影響を与える事象が生じた場合、割当先は上記①の行使義務を免れること等について合意しております。

(注) 資金調達額は、第7回新株予約権の払込金額の総額に第7回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、第7回新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額であります。なお、第7回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、全ての第7回新株予約権が当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であります。第7回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、行使価額の修正又は調整により増加又は減少します。また、第7回新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、第7回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は減少します。

#### エ. 第8回新株予約権

(1) 割当日	平成30年3月26日
(2) 新株予約権の総数	25,000個
(3) 発行価額	84円
(4) 当該発行による潜在株式数	潜在株式数: 25,000株(新株予約権1個につき1株) 上限行使価額及び下限行使価額はありません。
(5) 資金調達額	58,025,000円(差引手取概算額)
(6) 行使価額及びその修正条項	当初行使価額 2,264円 行使価額は、平成31年3月9日を初日として、各1年後の応当日ごとに、その直前の取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)に相当する金額に修正されます。

	第8回新株予約権は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第410条第1項に規定されるMSCB等には該当しません。
(7) 募集又は割当方法 ( 割 当 先 )	第三者割当により、以下の割当先に割り当てる。 Japan International Partners LLC 15,500 個 Nippon Opportunity Partners LLC 9,500 個
(8) そ の 他	当社は、割当先との間で締結した本買取契約において、第8回新株予約権の行使期間中のいずれかの取引日において、当該取引日の取引終了時点で、当該日を含む直前の30連続取引日における当社普通株式の売買高加重平均価格(VWAP)が当該時点における第8回新株予約権の行使価額の150%に相当する金額を超えた場合には、実務上可能な限り速やかに、各割当先は、当該取引日の終了時点で各割当先が保有する第8回新株予約権の50%をそれぞれ行使すること(ただし、当該日において、当社が本買取契約上の義務及び表明保証事項に違反していないことを条件とし、また、当該行使によって各割当先が当社の株式を取得したと仮定した場合に当該割当先の当社に対する議決権保有比率が9.99%を超えることとなる場合を除く。)等について合意しております。

(注) 資金調達額は、第8回新株予約権の払込金額の総額に第8回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、第8回新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額であります。なお、第8回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、全ての第8回新株予約権が当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であります。第8回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、行使価額の修正又は調整により増加又は減少します。また、第8回新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、第8回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は減少します。

#### オ. 第9回新株予約権

(1) 割 当 日	平成30年3月26日
(2) 新株予約権の総数	70,000 個
(3) 発 行 価 額	60 円
(4) 当該発行による 潜在株式数	潜在株式数：70,000 株(新株予約権1個につき1株) 上限行使価額及び下限行使価額はありません。
(5) 資 金 調 達 の 額	134,330,000 円(差引手取概算額)
(6) 行 使 価 額 及 び そ の 修 正 条 項	当初行使価額 1,886 円 行使価額は、平成30年4月24日(第9回新株予約権の行使可能期間の初日)に、平成30年4月23日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の110.4%に相当する金額に修正され、以後、平成31年4月24日を初日として、各1年後の応当日ごとに、その直前の取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)に相当する金額に修正されます。 第9回新株予約権は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第410条第1項に規定されるMSCB等には該当しません。

(7) 募集又は割当方法 ( 割 当 先 )	<p>第三者割当により、以下の割当先に割り当てる。</p> <table border="0"> <tr> <td>Japan International Partners LLC</td> <td>43,400 個</td> </tr> <tr> <td>Nippon Opportunity Partners LLC</td> <td>26,600 個</td> </tr> </table>	Japan International Partners LLC	43,400 個	Nippon Opportunity Partners LLC	26,600 個
Japan International Partners LLC	43,400 個				
Nippon Opportunity Partners LLC	26,600 個				
(8) そ の 他	<p>当社は、割当先との間で締結した本買取契約において、①第9回新株予約権の行使期間中のいずれかの取引日において、当該取引日の取引終了時点で、当該日を含む直前の 30 連続取引日における当社普通株式の売買高加重平均価格 (VWAP) が当該時点における第9回新株予約権の行使価額の 150%に相当する金額を超えた場合には、実務上可能な限り速やかに、各割当先は、当該取引日の終了時点で各割当先が保有する第9回新株予約権の 50%をそれぞれ行使すること (ただし、当該日において、当社が本買取契約上の義務及び表明保証事項に違反していないことを条件とし、また、当該行使によって各割当先が当社の株式を取得したと仮定した場合に当該割当先の当社に対する議決権保有比率が 9.99%を超えることとなる場合を除く。)、②上記①にかかわらず、第9回新株予約権の修正後の行使価額が第9回新株予約権の当初行使価額の 50%に相当する額 (以下「第9回新株予約権下限行使価額」という。)を下回っている間、割当先は第9回新株予約権を行使してはならないこと、③上記①にかかわらず、(i)上記②に定める場合、又は(ii)本買取契約の締結日から行使期間の末日 (平成 33 年 4 月 23 日) までの間に、本買取契約に定める当社に重大な悪影響を与える事象が生じた場合、割当先は第9回新株予約権に係る行使義務を免れること等について合意しております。</p>				

(注) 資金調達額は、第9回新株予約権の払込金額の総額に第9回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、第9回新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額であります。なお、第9回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、全ての第9回新株予約権が当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であります。第9回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、行使価額の修正又は調整により増加又は減少します。また、第9回新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、第9回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は減少します。

カ. 第10回新株予約権

(1) 割 当 日	平成 30 年 3 月 26 日
(2) 新 株 予 約 権 の 総 数	70,000 個
(3) 発 行 価 額	60 円
(4) 当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	<p>潜在株式数 : 70,000 株 (新株予約権 1 個につき 1 株) 上限行使価額及び下限行使価額はありません。</p>
(5) 資 金 調 達 の 額	134,330,000 円 (差引手取概算額)
(6) 行 使 価 額 及 び そ の 修 正 条 項	<p>当初行使価額 1,886 円 行使価額は、平成 30 年 5 月 25 日 (第 10 回新株予約権の行使可能期間の初日) に、平成 30 年 5 月 24 日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値 (同日に終値がない場合には、その直前の終値) の 110.4%に相当する金額に修正され、以後、平成 31 年 5 月 25 日を初日として、各 1 年後の応当日ごとに、その直前の取引日の東京証券取引所</p>

	<p>における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）に相当する金額に修正されます。</p> <p>第 10 回新株予約権は、東京証券取引所が定める有価証券上場規程第 410 条第 1 項に規定される MSCB 等には該当しません。</p>				
(7) 募集又は割当方法 ( 割 当 先 )	<p>第三者割当により、以下の割当先に割り当てる。</p> <table border="0"> <tr> <td>Japan International Partners LLC</td> <td>43,400 個</td> </tr> <tr> <td>Nippon Opportunity Partners LLC</td> <td>26,600 個</td> </tr> </table>	Japan International Partners LLC	43,400 個	Nippon Opportunity Partners LLC	26,600 個
Japan International Partners LLC	43,400 個				
Nippon Opportunity Partners LLC	26,600 個				
(8) そ の 他	<p>当社は、割当先との間で締結した本買取契約において、①第 10 回新株予約権の行使期間中のいずれかの取引日において、当該取引日の取引終了時点で、当該日を含む直前の 30 連続取引日における当社普通株式の売買高加重平均価格 (VWAP) が当該時点における第 10 回新株予約権の行使価額の 150% に相当する金額を超えた場合には、実務上可能な限り速やかに、各割当先は、当該取引日の終了時点で各割当先が保有する第 10 回新株予約権の 50% をそれぞれ行使すること（ただし、当該日において、当社が本買取契約上の義務及び表明保証事項に違反していないことを条件とし、また、当該行使によって各割当先が当社の株式を取得したと仮定した場合に当該割当先の当社に対する議決権保有比率が 9.99% を超えることとなる場合を除く。）、②上記①にかかわらず、第 10 回新株予約権の修正後の行使価額が第 10 回新株予約権の当初行使価額の 50% に相当する額（以下「第 10 回新株予約権下限行使価額」という。）を下回っている間、割当先は第 10 回新株予約権を行使してはならないこと、③上記①にかかわらず、(i) 上記②に定める場合、又は(ii) 本買取契約の締結日から行使期間の末日（平成 33 年 5 月 24 日）までの間に、本買取契約に定める当社に重大な悪影響を与える事象が生じた場合、割当先は第 10 回新株予約権に係る行使義務を免れること等について合意しております。</p>				

(注) 資金調達額は、第 10 回新株予約権の払込金額の総額に第 10 回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、第 10 回新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額であります。なお、第 10 回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、全ての第 10 回新株予約権が当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であります。第 10 回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、行使価額の修正又は調整により増加又は減少します。また、第 10 回新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、第 10 回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は減少します。

以 上